

2007年6月13日

ハンセン病問題基本法・要綱について

ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会

- ・ ハンセン病問題の原点である「差別・隔離政策からの被害回復」を中心に据えた基本法の要綱として作成した。予防法闘争以来の全患協運動、法廃止、国賠訴訟、定期協議などを経て、これまでの運動の集大成となる。
- ・ 国の責務を明確化し、これまで統一交渉団が勝ち取ってきた成果を法律として明確化するとともに、とりわけ、緊急の課題である将来構想問題について、国の責務を明確にし、法律上の障害を取り除くことを意図。
- ・ 具体的には、「療養所はハンセン病患者であった入所者だけに療養を行う施設である」という施設利用制限の根拠となっている廃止法2条などの問題点を克服し、これに代えて、地域に開かれ、広く市民が利用できる施設を併設できるようにする法律とするもの。
- ・ 2006年12月以来、「すすめる会」参加団体の意見・検討を経て改訂された。

* ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会(すすめる会)

(参加団体)

全国ハンセン病療養所入所者協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会

ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会

ハンセン病市民学会

全日本国立医療労働組合

ハンセン病首都圏市民の会

ハンセン病問題基本法・要綱

第1部 基本方針

1. 基本理念

過去のハンセン病政策による被害の原状回復(国の責務として)

- (1) ハンセン病に対する差別・偏見の除去並びにハンセン病患者であった者及びその家族の名誉の回復。
- (2) 入所者等がその居住するハンセン病療養所でたとえ一人になっても社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療が保障され、安心して暮らせるようにすると共に、地域社会においてハンセン病療養所が開かれた役割を果たすこと。
- (3) ハンセン病患者であった者が社会に復帰することを支援し、かつ、社会内で生活することを終生にわたって援助すること。

2. 廃止法の廃止

「らい予防法の廃止に関する法律」(平成8年3月31日法律第28号。以下「廃止法」という。)の問題点(廃止法2条等)を克服するため廃止法を廃止。

第2部 総則関係

1. 趣旨・目的

- ・ハンセン病問題に関する施策の基本理念を定める。
- ・国及び地方公共団体の責務を明らかにする。
- ・ハンセン病問題に関する施策の基本的事項を定める。
- ・ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進。
- ・死没者に対する追悼の意を表する。

2. 定義

- (1) ハンセン病患者であった者
「らい予防法」(昭和28年法律第214号。以下「らい予防法」という。)廃止までの国内のハンセン病罹患者。
- (2) 国立ハンセン病療養所等
国内の13の国立ハンセン病療養所と私立療養所を含める。
(注) 各療養所の具体的な名称として「国立ハンセン病療養所」の語を使用すべきとする趣旨ではない。
- (3) 入所者等

「らい予防法」廃止までの間に国立ハンセン病療養所等に入所したことがある者。

(注) 国立ハンセン病療養所等の現在の入所者と退所者を含む定義としている。

(4) 退所者

(3)に定義した「入所者等」のうち、現在、国立ハンセン病療養所を退所している国内居住者。

(5) 非入所者

(1)の「ハンセン病患者であった者」のうち、「らい予防法」廃止までの間に、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない国内居住者。

3. 基本理念

(1) ハンセン病問題に関する施策について、誤った政策による被害の原状回復を可能な限り実現することを旨として行う国の責務。

(2) 誤った政策によって作出、助長された差別・偏見を除去するため、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、ハンセン病患者であった者及びその家族の名誉の回復に努める国の責務。

(3) 誤った隔離政策の下で療養所に入所することとなった入所者等が、現在居住するハンセン病療養所で、たとえ一人になっても社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療が保障され、安心して暮らせるよう確保する国の責務。

(4) 社会内生活を困難とする誤ったハンセン病政策の下でハンセン病患者であった者が、社会に復帰することを支援し、また、社会内で生活することを終生にわたって援助する国の責務。

(5) 上記(1)乃至(4)の基本理念に照らし、13の国立ハンセン病療養所等が地域社会において開かれた施設となるよう配慮する国の責務。

(6) ハンセン病問題に関する施策を実施するにあたって、上記(1)ないし(5)の基本理念に従って行う地方公共団体の責務。

4. 当事者の意思の尊重

国がハンセン病患者であった者らの意見を施策に反映させるための措置を講ずること。

第3部 国立ハンセン病療養所等における生活及び療養の保障

1. 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者等に対して、必要な療養を行うこと。

2. 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所

- (1) 退所者は、希望すれば原則として国立ハンセン病療養所に入所できること。
- (2) 非入所者は、希望すれば原則として国立ハンセン病療養所に入所できること。
- (3) 国は、上記(1)ないし(2)により入所した者に必要な療養を行うこと。

3. 在園及び生活水準等の保障

- (1) 国は、入所者等(上記2.による再入所者及び新規入所者を含む。)の意思に反して、国立ハンセン病療養所から退所、転園させてはならないこと。
- (2) 国は、入所者等に対し、社会の中で生活するのと遜色のない生活及び医療の水準を保障するため、財政上の措置を講ずるとともに、13の国立ハンセン病療養所の生活環境及び医療体制の整備を行うよう最大限努めること。
- (3) 国は、(2)に定めた国立ハンセン病療養所の生活環境及び医療体制の整備にあたって、入所者等がその居住する国立ハンセン病療養所でたとえ一人になっても安心して暮らせるようにすると共に、その生活が地域社会から孤立したものににならないよう配慮しなければならないこと。
- (4) 国は、上記(2)及び(3)の目的を達成するため、国立ハンセン病療養所の土地及び設備(新たに設置する施設を含む。また第6部第1項に定める施設を含む。)を地域住民等の利用に供する等、必要な措置を講ずることができること。

地域住民等が利用する施設の事業執行者を認可する手続などは、別途厚生労働省令で定めること。

(注) (3)の「入所者等がその居住する国立ハンセン病療養所でたとえ一人となっても安心して暮らせるようにする」という目的を達成する方法の中には、ハンセン病患者であった者以外の者が利用居住できる施設を国立ハンセン病療養所の敷地内に併設する方法も含まれる。そこで、(4)のとおり、そのような利用が可能なことを明らかにする根拠条文を置くと共に、障害となっている廃止法は廃止する(第7部第2項)。

4. 国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所に対する措置

国は、私立療養所の入所者に対しても、必要な療養を保障するための財政上の措置を講じること。

第4部 社会復帰の促進及び社会内生活の援助

1. 退所準備金等社会復帰の支援

国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者に退所準備金の支給等必要な措置を講ずること。

2. 退所者及び非入所者給与金

- (1) 国は、退所者にハンセン病療養所退所者給与金を支給すること。
- (2) 国は、非入所者にハンセン病療養所非入所者給与金を支給すること。

3. ハンセン病等に対する社会内医療体制の整備

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所以外の医療機関においても、安心してハンセン病及びその後遺症等関連疾患の治療を受けるための医療体制の整備に努めなければならないこと。

4. 相談窓口の設置等

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者の社会内での生活を援助するため、相談窓口の設置等、必要な措置を講ずること。

第5部 親族等の援護

1. 廃止法第6条ないし第11条に定められた親族の援護に関連する規定を本法律中に引き継ぐなど親族等の援護を行うこと。

第6部 啓発及び名誉回復並びに死没者の名誉回復追悼

1. 啓発及び名誉回復

国は、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発並びにハンセン病患者であった者及びその家族の名誉回復を図るために、資料の保存、ハンセン病資料館及びハンセン病療養所の歴史的建造物の管理運営その他本項の目的のために必要な措置を講ずること。

2. 死没者の名誉回復追悼

国は、ハンセン病の患者であった者で死没した者に対する追悼の意を表するとともに、その名誉の回復を図るために必要な措置を講ずること。

第7部 その他

1. この法律の目的を達成するために必要なその他の事項は、厚生労働省令で定めること。
2. 廃止法は廃止すること。その他関係法令の改正。(附則関係)